

令和 2 年 度

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

令和2年度東京都一般会計

区	分	金	額
1	歳入総額		8,688,612,888,281 ^円
2	歳出総額		8,486,951,726,398
3	歳入歳出差引額		201,661,161,883
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	89,357,298,000
		(3) 事故繰越し繰越額	8,106,655,000
		計	97,463,953,000
5	実質収支額		104,197,208,883
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額 翌年度へ繰越すべき財源 未収入特定財源
 653,209,578,000円 - 97,463,953,000円 = 555,745,625,000円

令和2年度東京都特別区財政調整会計

区	分	金	額
1	歳入総額		987,395,908,000 ^円
2	歳出総額		987,395,908,000
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

令和2年度東京都地方消費税清算会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	2,441,397,740,262 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	2,193,967,475,874	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	247,430,264,388	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	247,430,264,388	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

令和2年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	761,043,310 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	0	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	761,043,310	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	761,043,310	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

令和2年度東京都国民健康保険事業会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	1,105,193,948,541 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	1,060,970,397,294	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	44,223,551,247	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	44,223,551,247	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

令和2年度東京都母子父子福祉貸付資金会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	7,594,077,011 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	2,154,757,232	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	5,439,319,779	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	5,439,319,779	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

令和2年度東京都心身障害者扶養年金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		3,825,790,882 <small>円</small>
2	歳出総額		3,825,790,882
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

令和2年度東京都中小企業設備導入等資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		2,140,559,099 <small>円</small>
2	歳出総額		426,713,240
3	歳入歳出差引額		1,713,845,859
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		1,713,845,859
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

令和2年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	113,147,506 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	0	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	113,147,506	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	113,147,506	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

令和2年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	173,160,405 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	40,865	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	173,119,540	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	173,119,540	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

令和2年度東京都と場会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	5,571,646,127 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	5,571,646,127	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	0	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	518,000
	計	518,000
5 実 質 収 支 額	△ 518,000	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
1,518,000円	-	518,000円 = 1,000,000円

令和2年度東京都都営住宅等事業会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	146,082,141,568 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	144,538,962,628	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	1,543,178,940	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	2,673,000
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	2,673,000
5 実 質 収 支 額	1,540,505,940	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
8,684,000,000円	-	2,673,000円 = 8,681,327,000円

令和2年度東京都都営住宅等保証金会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	10,487,428,269 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	2,303,764,441	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	8,183,663,828	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	8,183,663,828	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

令和2年度東京都都市開発資金会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	3,054,382,681 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	3,054,382,681	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	0	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	0	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

令和2年度東京都用地会計

区	分	金	額
1	歳入総額		12,381,859,014 ^円
2	歳出総額		6,036,827,822
3	歳入歳出差引額		6,345,031,192
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	230,000
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	230,000
5	実質収支額		6,344,801,192
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額 翌年度へ繰越すべき財源 未収入特定財源
 11,230,000円 - 230,000円 = 11,000,000円

令和2年度東京都公債費会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,338,801,954,260 ^円
2	歳出総額		1,338,801,954,260
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

令和2年度東京都臨海都市基盤整備事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		3,778,311,294 <small>円</small>
2	歳出総額		969,755,879
3	歳入歳出差引額		2,808,555,415
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		2,808,555,415
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-